

## 第28号議案

### 志木市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

志木市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年志木市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第8条（見出しを含む。）並びに第9条の見出し及び同条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第12条の見出し中「防止」を「禁止」に改め、同条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第15条第6号中「乳児、幼児の区分ごとの」を削り、同条第7号中「、終了」を「及び終了」に、「及び」を「その他の」に改める。

第17条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第19条第3項中「係る利用定員」の次に「（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。）」を加える。

第21条の次に次の1条を加える。

#### （設備及び職員の基準の特例）

第21条の2 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前2条の規定は適用しない。

第25条後段を削る。

第26条中「職員」を「乳児等通園支援事業所の職員」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月19日提出

志木市長 香川武文

提案理由

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、設備及び職員の基準の特例を定めたいので、児童福祉法第34条の16第1項の規定により、この案を提出するものである。